

## 平成18年度における主観評価項目制度の運用について

川崎市財政局管財部契約課

主観評価項目制度の実施については、平成17年度の入札において1件試行したところですが、平成18年度におきましては、主観評価項目制度を利用した入札について、次のとおり運用することとしますので、お知らせいたします。

### 1 一般競争入札における運用

約40件(1割程度)について、主観評価項目合計点を入札の参加資格として利用します。

### 2 指名競争入札における運用

指名業者の選定に当たり、主観評価項目合計点を一定点数以上有する事業者に対して優遇します。

### 3 工事成績の利用

工事成績については、平成18年7月以降に発注する一般競争入札において、工事成績評点の平均点を、入札参加資格として利用します。

また、指名競争入札においても必要に応じ、指名業者の選定に利用する予定です。